

危機管理マニュアル

子どもたちの安全のために

令和4年4月

岸和田市立山滝小学校

目 次

第 1 章 危機管理体制について

- 1 危機管理の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 危機管理体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1)危機発生の子知と回避について
 - (2)危機発生時の対応について
 - (3)危機発生時の連絡体制について
 - (4)危機発生時の配慮事項について

第 2 章 具体的事象における危機管理について

- 1 園児・児童・生徒に係る事象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1)学校生活に係る事象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ①不審者侵入の対応について
 - ②行方不明者の対応について
 - (2)学校保健に係る事象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
 - ①食中毒および感染症の対応について
 - ②食物アレルギー事故の対応について
 - ③熱中症の対応について
 - (3)学校事故に係る事象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
 - ①火災発生への対応について
 - ②重大な事故発生時の対応について
- 2 自然災害等及び他国によるミサイル発射に係る事象・・・・・・・・ 1 7
 - (1)「特別警報」「暴風警報」発令時、地震・津波の発生時等の対応について・・ 1 7
 - (2)Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について・・・・ 2 0

第 3 章 資料編

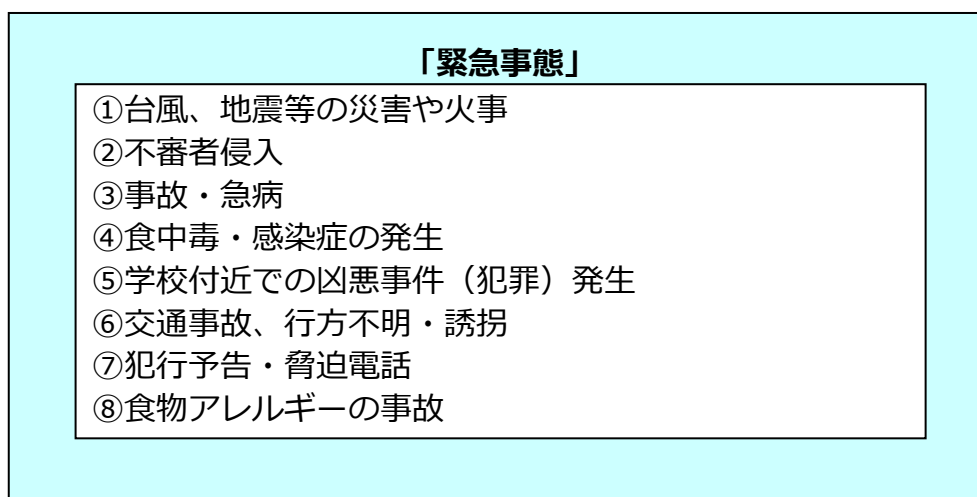
- 児童・生徒が重傷を負った場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

第1章 危機管理体制について

1 危機管理の現状と課題

学校における危機管理は、近年、さまざまな事案が起こり、過去に何事もないということが安全や安心の根拠とはなりえないことは、多くの人が感じているとおりである。

一口に危機管理といっても、学校教育活動にかかわる危機はさまざまなものがある。発生する危機によっては、その対応が異なる場合も少なくない。例をあげるとすれば下記のようなになる。



学校として、マニュアルを作成し、上記であげたような緊急事態に対して、あらかじめ対応を決めておくことで、いざという時に適切に対応できるようにする。

2 危機管理体制について

(1)危機発生の予知と回避について

校内巡視の強化、案内板の設置、「ご用の方は職員室へおこしてください」等）、防犯訓練の開催、避難訓練の充実、連絡網の確認等を行う。

○門扉の管理

・小学校は、登校後閉門もしくは施錠を行う。

○来校者への対応

・外部からの侵入者があることを想定し注意を払う。不審かどうかにかかわらず、声かけは必ず行う。

○子どもたちへの安全教育

・子どもたちが危機に対して自ら速やかに対応できる能力を身につけさせる。

○職員の研修・訓練

・危険対象からの避難・誘導、防御の方法などを習得できる研修を取り入れる。救命救急等の実技研修を行う。

・複数による校内外の巡回を行う。状況により防犯ブザー、携帯電話、ホイッスル等を携帯する。

・校区安全マップの作成等、収集した情報を活用する。また、情報収集のために、保護者や地域と連携する。

○見守りボランティアとの連携

・見守りボランティアとの情報交換を行い、連携を深める。

○連絡網の整備と確認

・関係機関の窓口・担当者等を確認しておく。

・連絡網は常に見える場所に掲げ周知徹底する。

○関係機関との連携（PTA、警察、地域等）

・各関係機関とは、情報を積極的に発信し、学校園への関心を高めるとともに、理解を得ることができるような連携をすすめる。

・開かれた学校づくりを推進するために、日頃から地域の人材の協力を得、保護者の協力体制づくりをすすめる。

(2)危機発生時の対応について

職員の動きの確認、組織的対応の確認等を行う。

○職員がとるべき措置

・子どもの安全確保を最優先しながら、相互の連絡がスムーズにいくような共通認識と体制を整える。

- ・全体としての状況の把握（負傷者の名前、人数、ケガ等の程度など）を的確迅速に行う。

- ・記録を丁寧にとる。

○連絡先の整理

- ・110番と119番は別々に行う。

- ・電話線の混雑を考え、予め対応策を協議しておく。

○組織的対応の整理

- ・各教職員が迅速に行動できる指揮・伝達系統を確立する。

- ・情報を一元化し、外部との窓口も一本化する。

○児童の一時避難、下校指導についての確認

- ・事態の重大性に応じてランクをつくり、それぞれ対応する。

ランク1 放課後の活動を中止にして、一斉下校させる

ランク2 職員引率のもと、登校班グループで、集団下校させる

ランク3 保護者に迎えにきてもらう

(大規模な災害等で、集団下校でも児童の安全確保が困難と判断した場合、警察等各関係機関からの指導で、下校を止められた場合)

(3)危機発生時の連絡体制について

○校内体制の整備・・・職員の役割分担や共通理解内容を徹底する。

①日常の役割分担

- ・「予知と回避の方策」における各項目に対応して、実効性のある体制を組む。

- ・地域を考慮した体制を考える。

②緊急時の役割分担の確認

- ・「発生時の対応」における各項目に対応して、実効性のある体制を組めるように充分検討する。

- ・事後における子どもの心のケアを重視する。

③課業時間外の職員参集体制の整備

- ・事態の重大性に応じて、ランクをつくり、それぞれの対応方法をつくる。

動員体制

A号（職員の4分の1） B号（職員の2分の1） C号（全職員）

④課業時間以外での臨時連絡先、連絡方法

⑤児童・地域への連絡体制の構築

- ・緊急時の家庭訪問経路、メール配信システム等の連絡体制の整備
- ・地域安全マップ閲覧者登録紹介
- ・こども99番の活用紹介
- ・自治会、各種団体等への連絡体制
- ・課業日以外の場合の情報収集、連絡体制
- ・町内放送の活用（解決時の連絡方法も必要）

記録用紙等の作成

- ・受付名簿、負傷者一覧表、事件・事故の概要記録用紙、
子どもの引渡し確認表・カード
- ・校区安全マップの掲示、パネル化

⑥一般の人からの情報を受けた場合の対応

- ・「警察にも直接連絡してください」と必ず要請する。
- ・近隣校園、市教委に連絡する。
- ・情報に信頼性があり、緊急を要する場合、地域関係にも連絡する。
- ・場合によっては町内放送や「防災無線」（市教委を通じて自治振興課に要請）を使用する。

(4)危機発生時の配慮事項について

- 市教委への迅速な報告（市教委との連携）
- 患者、当事者（被害者）、その保護者への対応
 - ・個人情報と人権への配慮
 - ・心のケア、PTSD等への対応

○報道対応〔窓口一本化〕

- ・複数対応（応答者と記録者）
- ・児童の特定をさせない
- ・校内取材をさせない
- ・電話取材の即答はしない
- ・事実だけを伝える（不確かなこと、推測、うそ、ごまかしはしない）
- ・質問事項に答える（相手の所属と名前、応答内容、報道内容の記録と整理）
- ・ノーコメントはしない、無理な約束はしない
- ・市教委への報告（取材等について事前に相談）
- ・保護者と報道の分別対応（同席はさせない）

第2章 具体的事象における危機管理について

1 児童・園児に係る事象

(1)学校生活に係る事象

①不審者侵入の対応について

ア 予防と危機回避

- 登校後、門は閉門もしくは施錠する。
- 正門・裏門に案内板を掲示する。
- 来校者に対しては、以下の例のように対応する。

- ランク1 危険性を予知しない場合：用件を尋ね、職員室等へ案内する。用件の不明確な時は退出を求める。いずれの時も同行する。
- ランク2 危険の可能性が予知される場合：必ず複数で対応し、緊急対応の態勢を準備する。必要があれば関係機関に連絡。
- ランク3 刃物等の所持を確認した場合：子どもの安全確保に向けて全職員での態勢をとる。緊急避難。警察への緊急出勤を要請。連絡網で緊急連絡。（校内の危機的な状況を速やかに伝える方法を確立しておく）

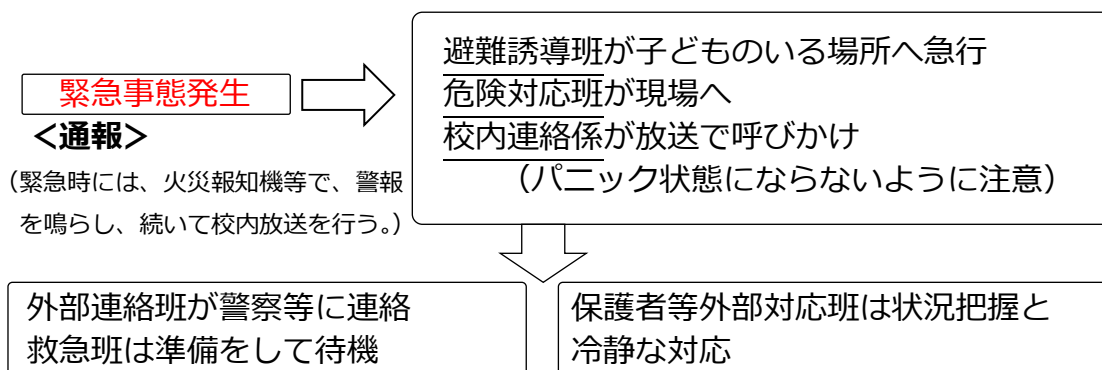
- 安全教育は、校内避難訓練や警察等と連携した防犯教室を行い、子どもたちに緊急時に「自ら身を守る」能力を育てる。
- 職員研修では、避難誘導の実地訓練、止血・人工呼吸等の救命救急法の研修、職員自らの身を守る防御法の習得をはかる。
- 校内および下校時の巡回は、複数で行う。校内体制を組む。

イ 校内組織体制

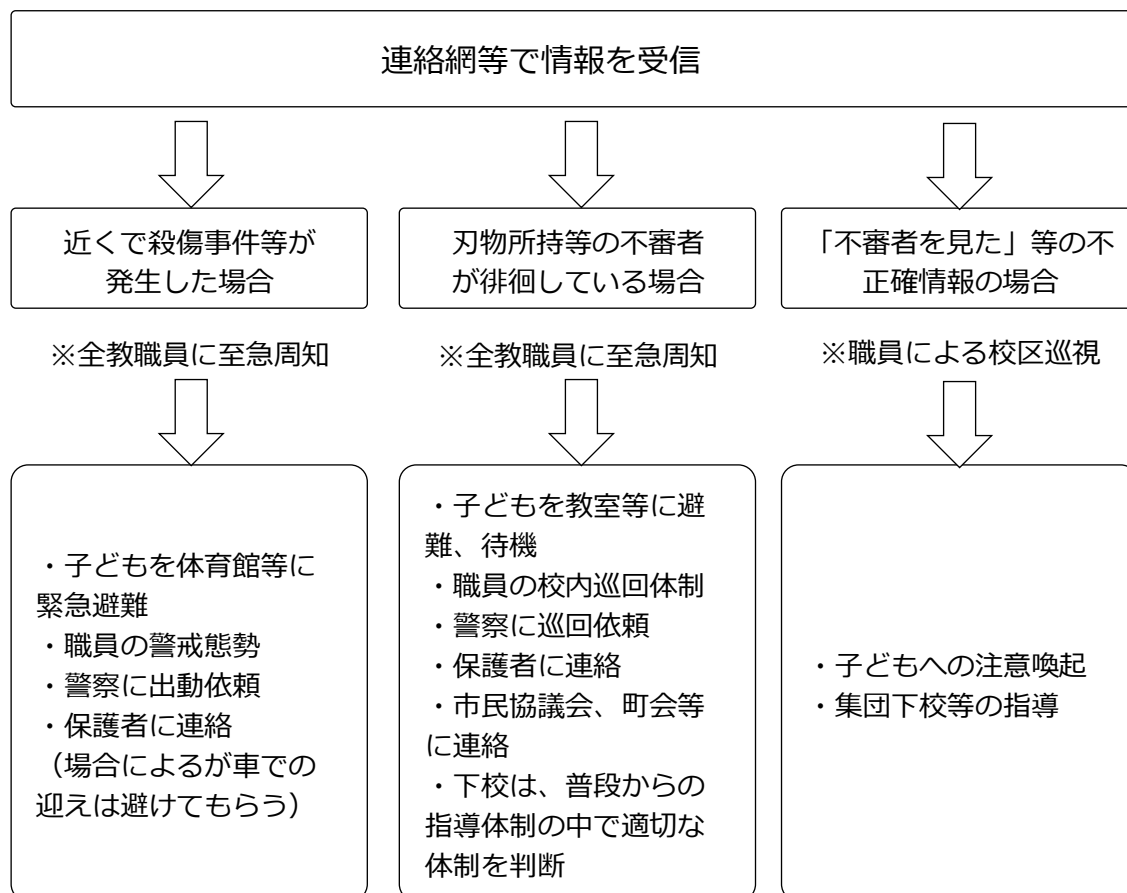
- 緊急時の職員配置を確認しておく。

校内連絡（放送）係	2人	避難誘導班	各学年	6人
危険対応班	2人	救急班		3人
警察等外部連絡係	1人	保護者等外部対応係		1人
指揮	校長	※兼任する		

- 事態発生時の職員の動きを確認しておく。



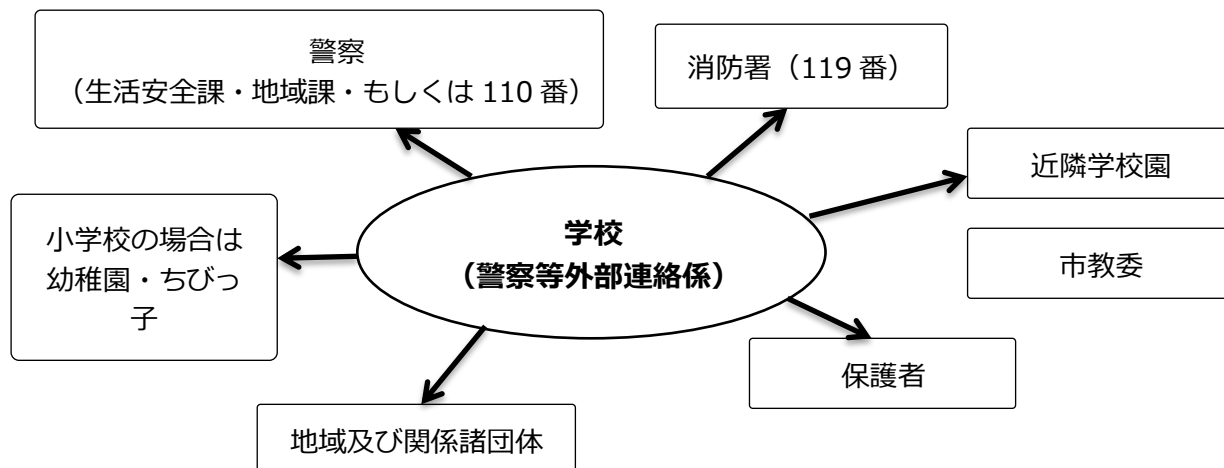
◎緊急のおそれがある場合の対応（近隣で事件発生等の場合）



※「全教職員に至急周知」

校内放送で緊急連絡する。但し、混乱を招くおそれがある時には
「山滝先生、校長室へおいでください。」と放送で周知する。

ウ 連絡体制について（連絡先と連絡者を確認しておく）



エ その他

防犯のため、さすまた、竹刀、防犯ブザー、ホイッスル、AEDなどを設置する。また、非常用放送設備の点検を定期的を実施する。

職員室張り出し用

○緊急時の職員配置を確認しておく。

校内連絡（放送）係 2人（教頭）（麻生）※兼任する

避難誘導班各学年 6人担任（畑谷）（山本）（溝川）（井上）（宮西）（藤原）

危険対応班 2人（教頭）（早川）

救急班 養護 3人（植林）（尾矢）（泉谷）

警察等外部連絡係 副主査 1人（景山）

保護者等外部対応係 1人（麻生）

指揮 （校長）

仕事張り出し

②行方不明者の対応について

ア 予防と危機回避

- 日頃の生徒指導を充実させる
- 子どもの変化を見逃さない
- 校内の相談体制の充実に努める

イ 事態発生時の職員の行動体制

◎下校後、家に帰っていない場合

情報を受けた者から、校園長へすみやかな連絡を行う。その後は、校園長の指揮のもと行動する。

放課後、活動をともにしていた者への聞き取りや、一緒に下校した者への聞き取りを行う。

確認事項
・校内に残っていないか。
・下校時刻

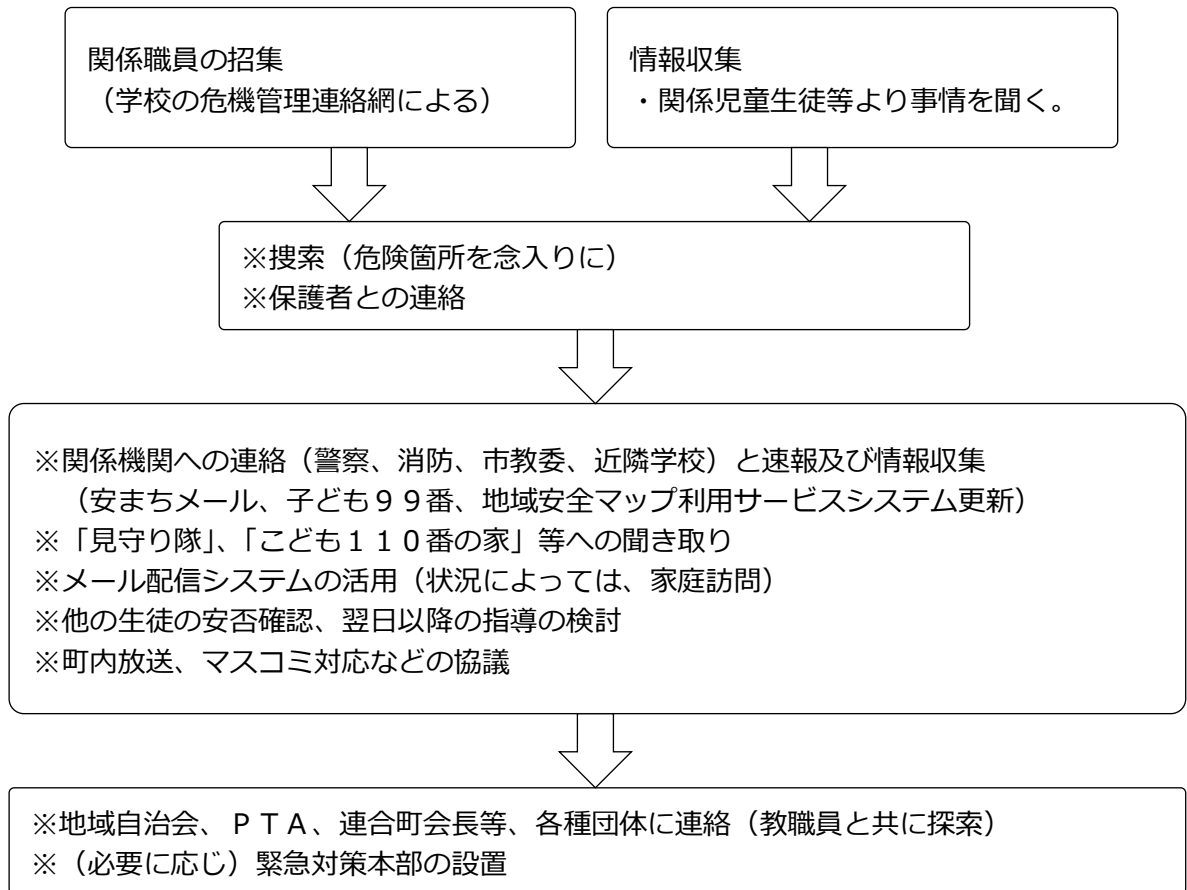
※通学路周辺の搜索（危険箇所を念入りに）
※保護者との連絡

※関係機関への連絡（警察、消防、市教委、近隣学校）と速報及び情報収集
（安まちメール、子ども99番、地域安全マップ利用サービスシステム更新）
※交通指導員、「見守り隊」、「こども110番の家」等への聞き取り
※学級連絡網やメール配信システムの活用（状況によっては、家庭訪問）
※他の生徒の安否確認、
※町内放送などを協議する。
※マスコミ対応などを協議する。

※地域自治会、PTA、連合町会長等、各種団体に連絡する。
（教職員と共に探索）
※（必要に応じ）緊急対策本部を設置する。
※翌日以降の指導の検討

◎休日（課業日外）の場合

情報を受けた者から、校長へすみやかな連絡を行う。その後は、校長の指揮のもと行動する。



ウ 連絡体制

不審者侵入時に準ずる。

エ その他

必要に応じて、保護者や地域の方々に協力を依頼したり、情報を提供する場合は、事前に十分協議して、見通しをもって、組織的に行う。

(p.4参照)

(2)学校保健に係る事象

①食中毒および感染症の対応について

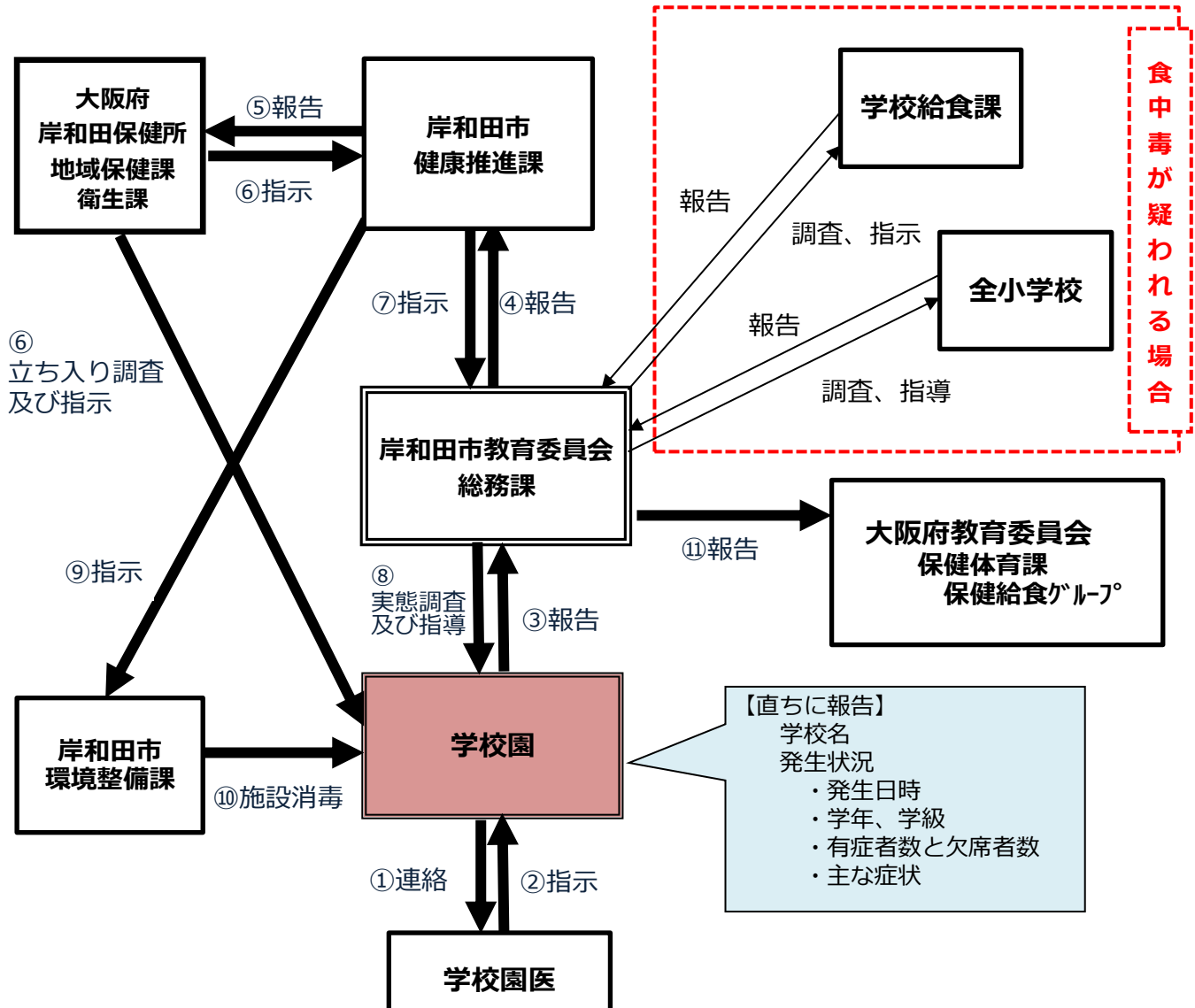
ア 予防と危機回避

- 保健指導の充実
- 給食指導の充実
- 学級指導の充実

イ 校内組織体制

最初に気づいた者、知った者が、校内体制に基づき、組織的対応のスタートを切る。

【食中毒および感染症等発生時の体制】



ウ 新型コロナウイルス感染症の対応・対策について

○学校内に陽性者が確認された場合について

- ・有症状：発症日（※1）の翌日から10日間（かつ症状軽快後72時間以上経過）出席停止、11日目から登校可能。
- ・無症状：検査日の翌日から7日間出席停止、8日目から登校可能。
10日間を経過するまでは検温等自身による健康状態の確認を行う。

（※1）発症日…薬事承認された検査において、陽性と確認された場合、当日及び数日をさかのぼり、発熱等症状を認識した日。あるいは、医師が発症と判断した日。

- ・陽性者が発症2日前以降登校していない
→通常通り
 - ・陽性者が発症2日前以降登校している
→当該陽性者の学校内における行動調査を行い、必要に応じて保健所と情報共有する。
→行動調査の結果
 - ・濃厚接触の可能性（※2）のある者がいない場合、教育活動を継続。
 - ・濃厚接触の可能性のある者がいる場合、その者に下校措置。陽性者と最後に接触のあった日の翌日から7日間出席停止。
- （※2）濃厚接触の可能性…陽性者と以下のような接触があった場合を指す。
- ・手で触れることのできる距離（目安として1m）で、マスクを着けずに15分以上話をすることがあった。
 - ・車内等で長時間（1時間以上）の接触（「会話」や「共有のものを使用」）があった。

○濃厚接触の可能性のある者が無症状の場合

- ・陽性者と最後に接触があった日の翌日から7日間出席停止。8日目から登校可能。
- ・陽性者が同居家族である場合は、陽性者の発症日または発症後住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日の翌日から7日間出席停止。
- ・薬事承認された検査において、出席停止中4日目及び5日目で陰性を確認した場合は5日目から登校可能。

○臨時休業について

原則、以下の場合に実施するが、校内の感染状況等を考慮し、基準に満たない場合での実施や休業期間の延長の可能性はある。

- ・学級閉鎖：直近3日間の陽性者または濃厚接触の可能性のある者が学級において複数（15%以上）確認された場合は、3日間の学級閉鎖。

- ・学年閉鎖：複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、3日間の学年閉鎖。
- ・学校閉鎖：複数の学年閉鎖に加え、閉鎖していない学年に陽性者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、3日間の学校閉鎖。

○感染予防対策

- ・毎朝、登校前に各家庭で検温及び健康観察をしておくようにする。
- ・登校後、校舎に入る前に健康観察をする。
- ・マスクを必ず着用する。
- ・常時、手洗い及び手指のアルコール消毒をする。
- ・教室等の換気をする。
- ・給食配膳後は食缶等に戻さない。食べきれない場合は残す。
- ・給食時は全員前を向き黙食する。
- ・給食後はマスクをして手を洗う。
- ・可能な限り人との間隔をとる。

② 食物アレルギー事故の対応について

ア 予防と危機回避

- 保健指導の充実
- 給食指導の充実
- 学級指導の充実
- 個別指導の充実

イ 事故発生からの対応について

※「学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」の緊急時の対応参照

〈状況把握とその対応〉

- 担任は、校長及び教職員に連絡し、救急車を要請するとともに、養護教諭等の教職員を呼ぶ。(児童から目を離さない。一人にしないようにする。)
- 担任や養護教諭等は、アナフィラキシー症状やショック症状を起こした児童・生徒に対し、次の点に留意し対応を行う。
 - ・エピペンや内服薬を処方されているか。
 - ・食べ物が口の中にある場合は、誤嚥による窒息を防ぐため、出させるか、背中を強く叩く等により除去する。
 - ・ショック体位（足側を15 cm～30 cmほど高くする姿勢）をとらせる。
 - ・気道の確保を行う。
 - ・移動させる場合は、担架等で体を横たえることができるものを使用する。（背負ったり、座らせたりして移動することは避ける）

- ・担任や養護教諭等は、必要に応じ、心肺蘇生（A E Dの使用を含む）を行う。
- ・救急車が到着したら、教職員は救急車に同乗する。
- ・担任や養護教諭等は、救急隊員に当該児童・生徒のアレルギーに関して、学校生活管理指導表に記載されている情報や、保護者から得ている情報及び給食の献立等必要な事項を伝える。
- ・他の児童・生徒には、経過について説明する。また、混乱や動揺を静めるとともに、噂や憶測により誤った情報がつたわらないよう十分な指導を行う。

※しばらくして、学校で症状が回復しても、数時間後に再度、症状が現れる場合がある。したがって、一人では下校させず、保護者に連絡して迎えに来てもらい、発生した症状を説明した上で、医療機関に行くよう勧める。

〈保護者への連絡等〉

- 担任（不在時は教頭など他の教職員）は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先など事実を伝える。また、主治医及び学校医に連絡する。
- 校長と担任は、速やかに医療機関に駆けつけ、児童・生徒を見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する
- 事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。

〈事後措置〉

- 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 教頭は、担任、養護教諭等関係者から情報を集め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。
- 校長は原因、対応等を分析し、校内の体制見直しや研修等の再発防止策を講じる。
- 児童・生徒の心のケアに努める。

ウ 安全教育の充実

〈事故発生に備えた学校体制の確立〉

- 教職員が、食物アレルギーやアナフィラキシーに関する知識を持つようにする。
- 校長は、アレルギー対応委員会を設置し、組織的な対応を行う。
- 救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生（A E Dの使用を含む）やエピペン使用方法、応急手当等について実際に対応できるようにしておく。

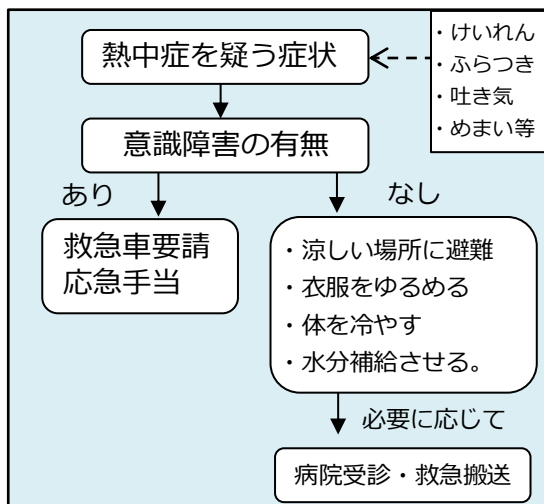
- 食教育の中で、児童・生徒が食物アレルギーについて正しい知識を持ち、自ら食生活の改善や自己管理が可能となるよう留意する。

③熱中症の対応について

ア 予防と危機管理

- WBGT（湿球黒球温度）を測定し、その指数が31を超える場合、運動場の使用を中止する。また、体育館においても使用時間の短縮、または使用を中止する。併せて、児童の健康観察をする。
- 児童に対し、時節にこだわらず、こまめに水分供給を促す。児童が水筒（水分）を忘れてきたり持参した水分を飲み干してしまったりした場合、状況に応じて、ペットボトル入りの水を配布する。
- 水分補給は、0.1～0.2%程度の食塩水を補給するのが望ましい。
- 運動前の体調のチェックや健康観察を行い、体調のすぐれない児童には暑い中で無理に運動させない。
- エアコンを適時有効利用する。
- 梅雨明けなど急に暑くなった時は、体が暑さに慣れていないので、暑さになれるまでの一週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていく。

イ 事故発生からの対応について



(3)学校事故に係る事象

① 火災発生時の対応について

ア 予防と危機回避

- 安全管理・安全点検
(校舎外に可燃物を置かない、校舎内外の整理・整頓)

- 消防設備の定期点検と補修
- 児童・生徒への防災教育・避難訓練

イ 火災発生時の対応について

- ・児童等の安全確保、生命維持最優先
- ・的確な判断・指示・対応
- ・正確な情報把握と迅速な連絡・通報

〈状況把握とその対応〉

- 火災の第1発見者は、初期消火に当たるとともに、できる限り早く管理職や職員室の職員に連絡する。(インターホン、ホイッスル等使用)
- 管理職は、自衛消防組織の役割分担に従って、各係に支持する。
- 初期消火係は、火災現場にかけつけ、消火器等を使用し消火に当たる。
- 通報連絡係は、放送で全校に火災発生・避難開始の連絡をする。また消防機関へ通報する。
- 避難誘導係は、児童を校舎外へ避難誘導し、人員確認をするとともに、残留者の救出に向かう。
- 救護係は、負傷者の応急処置を行う。

- 搬出・管理係は、自身の安全に留意し、非常持ち出し品の救出・管理を行う。
- 防護安全係は、使用中の電気・ガス・危険物等の安全措置を行う。

〈保護者への連絡等〉

- 児童・教職員の安全が確保され、火災が完全に鎮火したら、メール等で火災発生と児童の安全確保の連絡を行う。
- 授業再開が不可能な状況であれば、メール等で保護者に児童の引き取りを依頼する。
- 負傷者が出た場合は、応急措置を行うとともに、必要に応じて担任が付き添い、医療機関へ搬送する。児童の保護者に連絡し、医療機関に来てもらう。校長と担任から保護者に火災の概要と負傷の経緯を報告する。

〈事後措置〉

- 火災の概要を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 校長は原因、対応等を分析し、校内の体制見直しや研修等の再発防止策を講じる。
- 児童・生徒の心のケアに努める。

② 重大な事故発生時の対応について

ア 予防と危機回避

- 安全管理・安全点検
- 児童・生徒の健康診断、既往歴等の把握

イ 事故発生からの対応について

- ・ 児童等の安全確保、生命維持最優先
- ・ 的確な判断・指示・対応
- ・ 正確な情報把握と迅速な連絡・通報

〈状況把握とその対応〉

- 意識の有無などの状況把握を迅速に把握し、救命処置（心配蘇生とAEDの使用）や応急手当等をする。
- 職員室と保健室への連絡。救急車の要請と校長への連絡。
- 傷病者を運搬する場合は、傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、環境の整備について配慮する。
- 救急車には、教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは、児童・生徒に付き添い続ける。
- 事故を目撃した児童・生徒に対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

〈保護者への連絡等〉

- 担任(不在時は教頭など他の教職員)は、保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童・生徒の状況、搬送先などを伝える。
- 校長と担任は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 校長は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。
- 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。

〈事後措置〉

- 保護者に、事故発生の状況について説明を行う。
- 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 外部への情報を提供する場合、教育委員会と協議のうえ、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。

- 児童・生徒の心のケアに努める。
- 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検を見直し、事故の再発防止に取り組む。

ウ 安全教育の充実

〈事故発生に備えた学校体制の確立〉

- 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室、事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室、事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- 救命措置（心肺蘇生とA E Dの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

2 自然災害等に係る事象

(1) 「特別警報」「暴風警報」発令時、地震・津波の発生時等の対応について

ア 予防と危機回避

- 避難訓練を実施する。
- 安全教育を充実させる。

イ 校内組織体制

- 児童の安全な場所への避難
- 重要書類等の安全な場所への搬出、保管
- 必要に応じて避難所として地域住民を受け入れる体制を準備する。
- 学校早期再開計画
 - 〔児童、生徒への対応〕
 - 調査（健康状態、所在、家庭環境、学用品）
 - 対応（ケア、見舞い、臨時教育計画の作成、教科書等受給）
 - 〔施設・備品等への対応〕
 - 破損状況調査、清掃、片付け、学習場所の確保
 - 〔臨時教育計画の実行〕
 - 新通学路の決定
 - 授業形態、教育課程の作成（登校時刻、学習時間・内容、下校時刻）
 - 教職員は、可能な限り、学校再開に向けての必要な行動を優先する。
 - 〔転出入、就学援助〕

ウ 連絡体制

p.7に準ずる。

エ 具体的な事例について

<「特別警報」「暴風警報」発令時の場合>

- ①午前7時現在、「岸和田市」に「特別警報」または「暴風警報」が発令されている場合
 - 学校は臨時休業
 - 午前7時～始業時刻(午前8時30分)で発令された場合、学校は臨時休業とし、保護者にメール配信する。
- ②始業時間以降、「岸和田市」に「特別警報」または「暴風警報」が発令された場合
 - 授業中止（授業の繰り上げ等）
 - メール配信により下校予定等を保護者に告知する。
 - 通学路の安全が確認されている場合
教職員の指導のもと、登校班で集団下校を行う。

 - 通学路の安全が確認されていない場合
児童は、学校に留め置き、保護者に迎えに来てもらう。
- ③「特別警報」「暴風警報」以外の警報（大雨警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報等）が「岸和田市」発令された場合
 - （原則的に）平常対応
 - 子ども達の安全確保上問題が生じる恐れがある場合
→授業（保育）時間の繰り上げ、繰り下げ等の措置を講じる。

<「岸和田市」に「大雨警報」、かつ、「山滝地区」に避難情報(「高齢者等避難」または「避難指示」)が発令された場合>

- ①午前7時現在、発令されている場合
 - 学校は、臨時休業。メールでの連絡はしない。
- ②午前7時から始業時刻(午前8時30分)までに、発令された場合
 - 学校は、臨時休業。保護者にメールで連絡する。
 - 児童を登校班で集合させ、教職員が引率して、集団下校させる。
- ③児童・園児の登校後、発令された場合
 - 学校は、授業を中止する。
 - 児童を登校班で集合させ、教職員が引率して、集団下校させる。
 - 天候の急激な悪化等で、集団下校が困難な場合、児童を学校に留め置き、メールで保護者にお迎えを依頼する。
 - お迎えに来た保護者に児童を引き渡す。保護者以外が迎えに来た場合は、各学級担任は、保護者の緊急連絡先に連絡を取った上で、引き渡しカードに記入していただいてから、児童を引き渡す。

<大地震や大雨による山崩れ、川の氾濫が予想される場合>

- 児童を教室に留め置き、通学路の安全が確認された場合は、教職員が付き添い集団下校を行う。

- 通学路の安全確保が難しい場合は、学校に留め置き、保護者に迎えに来てもらう。
- 校内で安全確保が難しいと判断したときは、2次避難として山滝中学校に避難する。

<地震発生時の場合>

1. 震度 5 弱以上

- ①登校前（午前 7 時まで）⇒ **臨時休業**
- ②午前 7 時～始業時刻（午前 8 時 30 分）までの間 ⇒ **臨時休業**
 - まだ在宅の場合は、登校させない。
 - すでに登校している場合は、安全確保を優先し、学校のマニュアルに基づき対応する。
- ③始業時間後 ⇒ **授業中止**
 - 安全確保を優先し、学校園のマニュアルに基づき対応する。
- ④休日の翌日 ⇒ **原則、臨時休業**
 - 学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者へ連絡する。

2. 震度 4 以下

- ①原則として、**平常通り授業**を行う。
 - 余震の状況、学校園施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う。

<岸和田市に津波に関する警報が発令された場合>

1. 震度 5 弱以上の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

- 震度 5 弱以上の地震発生時の対応を行う。

2. 震度 4 以下の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

- (1) 海拔 5 m 以下に位置する学校園（中央小、浜幼・小、朝陽幼・小、春木幼・小、大芝幼・小、野村中、春木中）※山滝幼・小は対象外

- ① 登校前（午前 7 時まで）⇒ **授業中止**
 - 警報が解除される時間帯によっては、授業を行う場合がある。授業の有無については、保護者へ連絡する。
- ② 午前 7 時～始業時間までの間 ⇒ **授業中止**
 - まだ在宅の場合は、登校させない。
 - すでに登校している場合は、安全確保を優先し、学校園のマニュアルに基づき対応する。
 - 警報が解除される時間帯によっては、授業を行う場合がある。授業の有無については、保護者へ連絡する。
- ③ 始業時間後 ⇒ **授業中止**
 - 安全確保を優先し、学校園のマニュアルに基づき対応する。

(2) 海拔5m以下に位置する学校園(中央小、浜幼・小、朝陽幼・小、春木幼・小、大芝幼・小、野村中、春木中)以外の学校園(山滝幼・小含む)

① 原則として、平常通り授業を行う。

○避難者の状況等により、授業の中止、授業の繰り下げ等行う場合がある。

災害の具体的な対応に関しては、以下の文書を参照し、対応する。

●災害等の発生の場合

「岸和田市 災害応急対策 職員初動マニュアル〔改訂版〕
(平成10年9月)

「岸和田市地域防災計画 第1編～第4編」
(平成17年8月)

●「特別警報」「暴風警報」発令の場合

「気象警報発令時の学校園対応(平成30年4月から適応)」
(平成30年1月 市教委教育総務課)

(2) アラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について

1. 登校前に発信された場合

- 「自宅待機」とする。
- 「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、「臨時休業」とする。
- 「日本上空を通過した」「日本の領海外の海域に落下した」等の情報が発信され、安全が確保された段階で、「自宅待機を解除」する。

2. 在校時に発信された場合

- 授業や活動を中断する。
- 屋外にいる場合は、速やかに校舎内へ避難させる。校舎内では机の下に隠れるなど身を低くする。窓から離れる等、安全が確保された旨の情報提供があるまで、安全確保に努める。
- 完全に安全が確認されてから、授業や活動を再開する。
- 「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、子ども達を学校で保護する。その後、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらう。

3. 登下校中に発信された場合

- 学校か家、近い方に向かうよう、日頃から指導する。
- 選択できないような場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物に避難する」「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等の指導をする。
- 登下校の安全確認について、各家庭でも情報収集の方法や対応等について、日頃から話し合っていたくように、お願いをする。

第3章 資料編

<児童・生徒が重傷を負った場合>

